

第 6 章

景観づくりの推進方策



本章では、本計画に位置づけた景観づくりを進めるための、関係者間の役割や行動計画、市が行う推進方策の内容について示します。

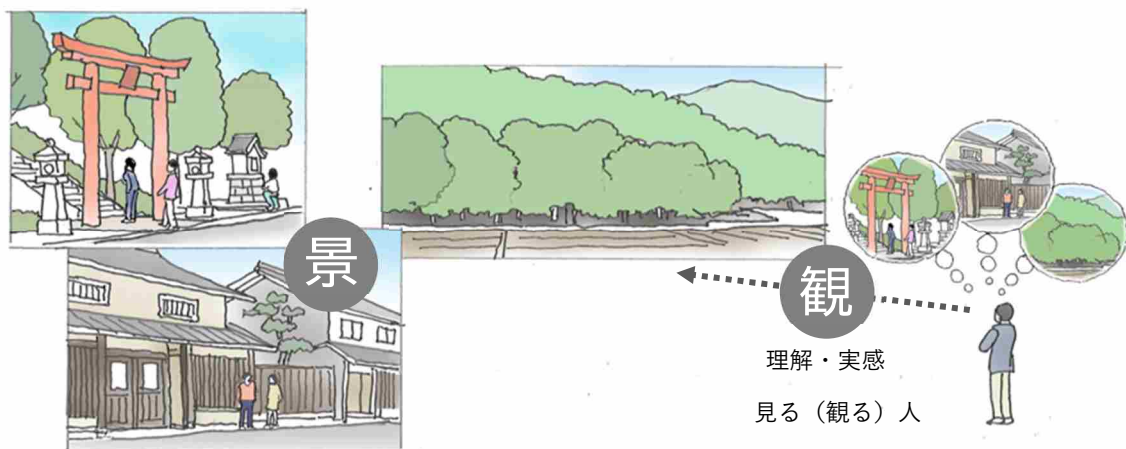


1. 景観と景観づくり

(1)「景観」とは

景観とは、人間が視覚で捉える眺めのことです。私たちが日ごろ目にしている建築物やまちなみ、道路、橋、山、川、湖、木々の緑、人々の暮らし等、目に映るものすべてが一体となって景観を形づくっています。

近年は、景観とは眺めだけではなく、土地の歴史や伝統、文化、人々の生業、都市活動や日常生活から生じる雰囲気、さらには人間の五感を通して感じるものすべてを含むものと、その概念は広がっています。



(2) 景観づくりの意義

身近な景観づくりを進めることにより、心安らぐ環境の中で快適に暮らすことができます。

また、本市の景観の骨格である琵琶湖と山並みが織りなす自然景観[※]や、古都大津として蓄積してきた歴史的な景観、住民の暮らしが培ってきた地域特有の景観等の大津らしい景観を守り育てることで、本市に住み働く人たちの誇りと愛着が醸成されます。さらに、本市の景観の魅力に惹かれて人々が訪れることで、まちの活性化につながります。

景 観 づ く り の 推 進

- ・ 豊かな生活環境の創造
- ・ 活力のある社会の実現
- ・ 地域に対する誇りと愛着の醸成

2. 景観づくりの主体と役割

(1) 景観づくりの主体

景観づくりは行政だけで進めるものではなく、市民、事業者、行政が一緒になって、目指すべき景観のあり方を共有し、役割分担のもと連携・協働して取り組んでいくことが大切です。

このことから、景観づくりを推進する主体は、市民（市民団体・来訪者を含む。）、事業者、行政とし、本計画を共通のよりどころとして、三者が連携・協働して、景観づくりに取り組みます。

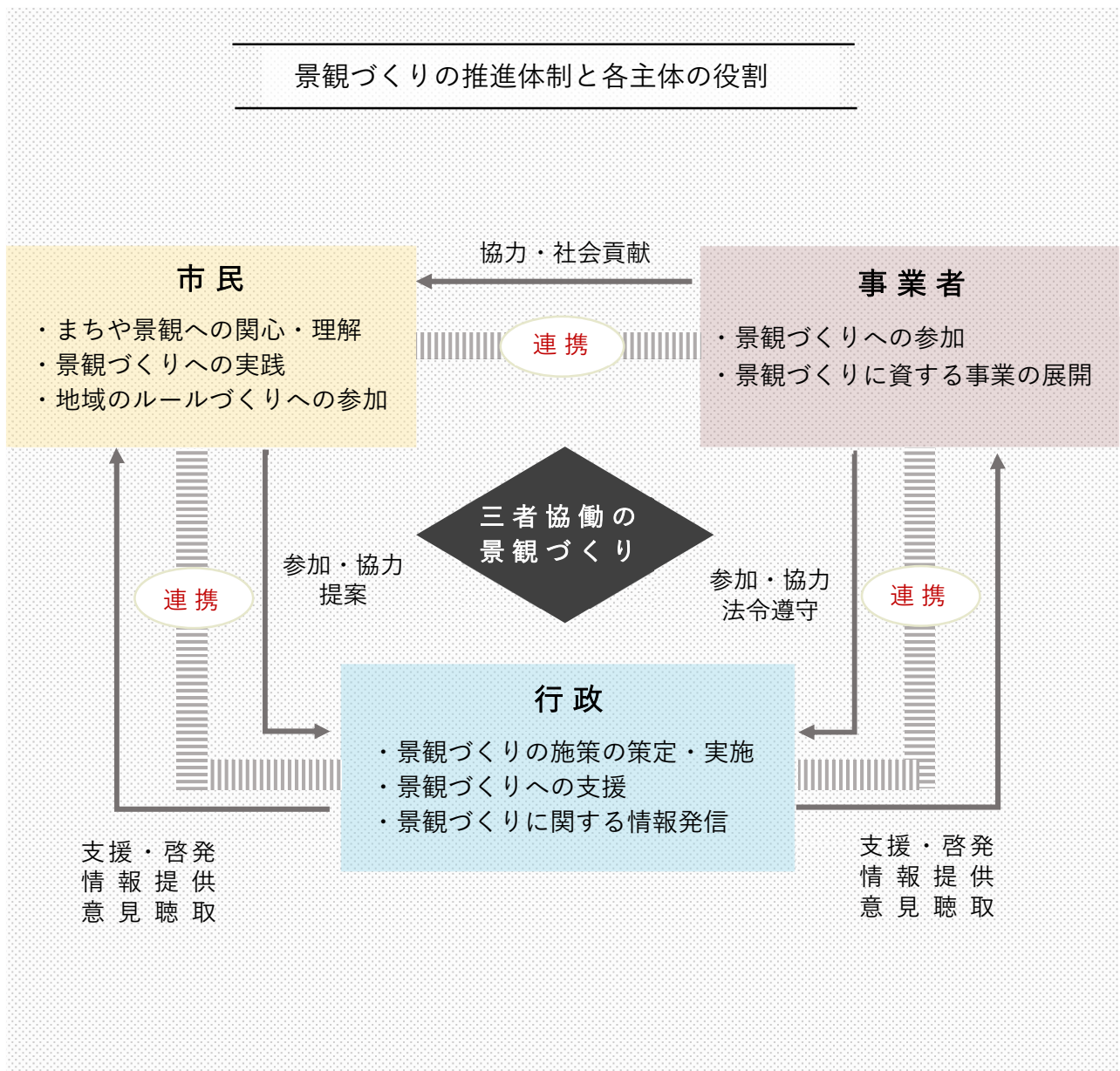


図6-1 景観づくりの推進体制と各主体の役割

本市の美しく風格ある景観を一層磨いていくためには、「市民」、「事業者」、「行政」がそれぞれの役割のもと、協働による景観づくりを継続的に積み重ねていくことが重要です。

景観づくりにおける各主体の役割は、次のとおりとします。

（２）市民の役割

市民は、一人ひとりが景観の担い手であることを意識し、まちや景観に関心をもち、身近な生活の場の景観を良く保ち、さらに良くしていくための活動に取り組みます。

自宅周辺の美化や地域活動への参加等、できることから景観づくりを進め、住民が連携することにより景観づくりのルールを定めるなど、地域の景観の未来を共有し実現していくことを目指します。



自宅の周りを清掃、緑化活動



地域での話し合い

（３）事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が良好な景観を保全※・創出し得るという自覚をもち、地域の一員として積極的な景観づくりに取り組みます。景観づくりの活動においては、住民及び行政と積極的に連携を図ります。

事業活動においては、景観法等の関連法令及び条例を遵守し、景観保全に配慮するとともに、自らの店舗・事業所周辺の美化や適切な維持管理、積極的な地域活動への参加、支援等、景観づくりへの協力を通じて社会貢献を実践します。



事業所の周りを清掃、緑化活動

（４）行政の役割

行政は、良好な景観を保全・創出するため、本計画に基づいた必要な施策を講じ実施します。

また、景観法及び関係法令に基づき、関係部局が相互に連携しながら良好な景観形成を図るとともに、広域景観形成のための他自治体との連携や、市民や事業者と協働して景観づくりに取り組みます。

これらの景観づくりにあたっては、市民及び事業者への必要な情報提供・支援を行うとともに、市民及び事業者から意見を聴き、施策に反映させるよう努めます。

加えて、景観づくりにおける先導的な役割を十分に認識し、地域の景観に配慮した公共施設の整備及び適切な維持管理に取り組みます。

3. 市民・事業者による景観づくり

景観づくりを具体的に進めていくには、一人ひとりが景観について考え、具体的に行動することが基本となります。そして、その行動により、地域の人々が一緒に景観づくりを考え、協力しながらさらに多くの活動につなげていくことで、自分たちのまちに誇りをもてるようになっていきます。

(1) 景観づくりのプロセス

景観づくりは、一人ひとりが身近な景観を意識し、暮らしの中でできるところから始めます。同じ課題を抱えている人が隣近所にいれば、課題について共感し合うことが大切です。

さらに輪を広げて、地域コミュニティの中でのまちづくり活動として展開します。地域でのまちづくり活動を通して、一人ひとりの景観への意識がさらに高まり、好循環を生みます。

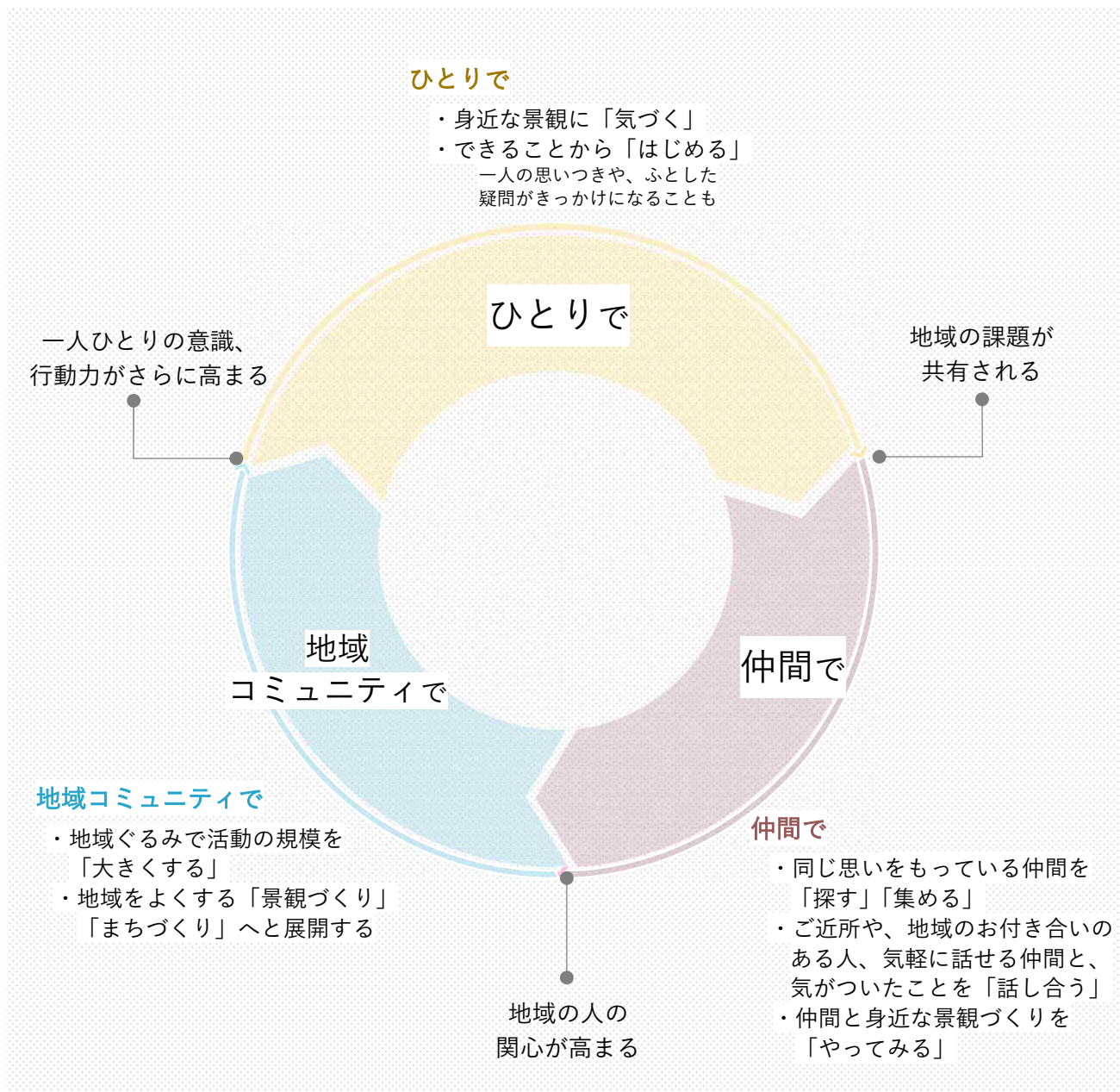


図6-2 景観づくりのプロセス

(2) 景観づくりのアクション

(1) の考え方に沿って取り組むことができる、具体的なアクションの事例を示します。

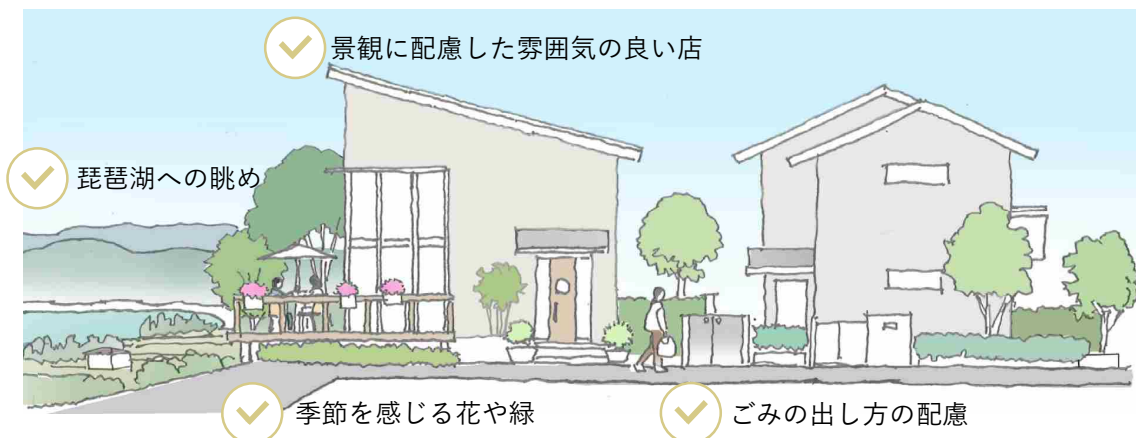
① 一人のできるアクション

景観は、自然や建築物だけでなく、私たちの生活や様々な活動の結果が目に見える形になったものです。日々の暮らしを少し工夫するだけで、景観づくりにつながることもあります。

景観を意識して生活する、見る目を育てる

▶▶ アクション例

- ・ 散歩や通勤をする時に、花や緑に目を向けて季節を感じる
- ・ 見晴らしの良い場所を通りかかるときに、琵琶湖やまちなみに目を向ける
- ・ 景観に配慮したお店で買い物をする
- ・ ごみの出し方が雑多にならないように配慮する



身近な景観を整える、演出する

▶▶ アクション例

- ・家の周りを清掃する
- ・自宅の庭先やベランダに花を植える
- ・表札や看板・照明等により身近な景観を演出する
- ・使っていない物を雑然と置かない
- ・使っていない土地や建築物を適切に管理する
- ・建築物を建築する際は、周辺環境に配慮した設計とする



景観を楽しむ、参加する

▶▶ アクション例

- ・良好なまちなみや風景の写真を撮影して、SNS等で発信する
- ・市や県等の主催する様々な景観、まちづくりのイベントに参加する（景観絵画展、歴史まち歩き等）
- ・河川や公園の清掃等、既にある活動に参加する
- ・地域の勉強会に参加する



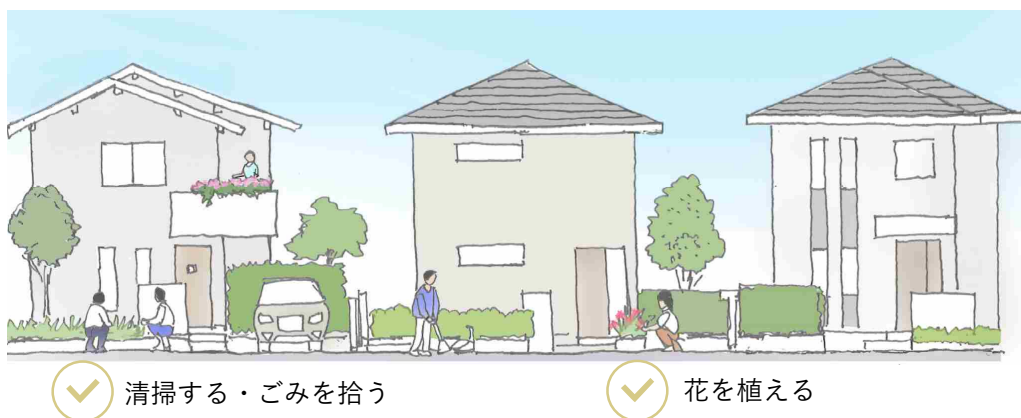
② 仲間のできるアクション

近所の人に声をかけ、協力して景観づくりのアクションを行います。庭に植える花に共通点をもたせるなど、取り組みやすいことから始めます。イルミネーション等、一定期間だけのイベントのように行うこともできます。自分のまちの景観が変化すれば、景観に目を向ける人も増えます。

隣近所で景観づくりに取り組む

▶▶ アクション例

- ・通りの落葉や雑草をみんなで清掃する
- ・それぞれの庭先やベランダに花を植える
- ・みんなでごみ拾いを行う
- ・ご近所でまち歩きを行い、景観の現状と課題を見つける
- ・仲間とボランティアガイドを始める



商店街や事業所で景観づくりに取り組む

▶▶ アクション例

- ・1階部分を開放的なデザインにする
- ・屋外広告物※の位置を揃える
- ・のれんの色を揃える
- ・敷地周辺を清潔にする
- ・外から見える敷地内を緑化する
- ・照明を工夫し、夜間景観を演出する



③ 地域コミュニティでできるアクション

地域で話し合い、仲間で行ってきた取組を地域ぐるみの活動へと広げます。地域で景観に関するルール等を定め、地域をより良くする景観づくり、まちづくりへと展開します。

地域で良好なまちづくりに向けた活動をする

▶▶ アクション例

(◆：市民ワークショップ意見より)

- ・ 地域のイベントやお祭りを盛り上げ、にぎわいをつくる
- ・ 通学路で子どもの見守り活動やあいさつ運動をする
- ・ 商店街でイベントを企画する
- ・ 空き地を利用したフリーマーケットを企画する

◆ 地域で保全清掃した水辺を散策するイベント等に参加する



地域のイベントを企画する、参加する

地域の生活環境を整える

▶▶ アクション例

- ・ 自治会や町内会で公園の清掃を行う
- ・ 街路樹や河川の維持管理に取り組む



みんなが使う場所を清掃、維持管理する

(◆：市民ワークショップ意見より)

- ・ 歴史的建造物を活用した展覧会を企画する
- ・ まち歩きイベントを企画し、地域の良いところを情報発信する
- ・ 地域の情報紙を発行する

◆祭りの巡行ルートや催事情報を発信する

◆地域の「語り部」(ボランティアガイド等)に話をしてもらう機会や人材育成を充実する



✓ 地域のまちなみの写真展の開催



✓ まち歩きイベントを企画する

- ・ 地域で決めたルールを市が定めて運用する
- ・ 地域で決めた建築や敷地に関するルールを地域で守り運用する
- ・ 地域で決めた緑に関するルールを地域で守り運用する
- ・ 地域で決めた景観に関するルールを地域で守り運用する

※景観に関するルールについては第6章第3(3)において個別に記載しています。



✓ まちなみのルールを決めて運用する

(3) 地域が主体となって定める景観に関するルール

地域ごとのまちづくりの実現には、地域住民がまちづくりに積極的な意向をもって、自らがルールを決め、それを守ることが大切です。

本市では安全で暮らしやすいまちづくりを目指して、都市計画法や建築基準法等により土地の使い方や建築物の建て方等のまちづくりの基本ルールが決められていますが、地域の皆さんで話し合っ

て、区域を指定し、地域に合ったルールを追加することができます。

ルールを定める制度は各種あり、地域の環境や課題、ルールの目的や内容によって適切なものを選んでいきます。まずは、地区の状況や課題に合うルールはどのようなものなのか、地域の皆さんで考えてみましょう。

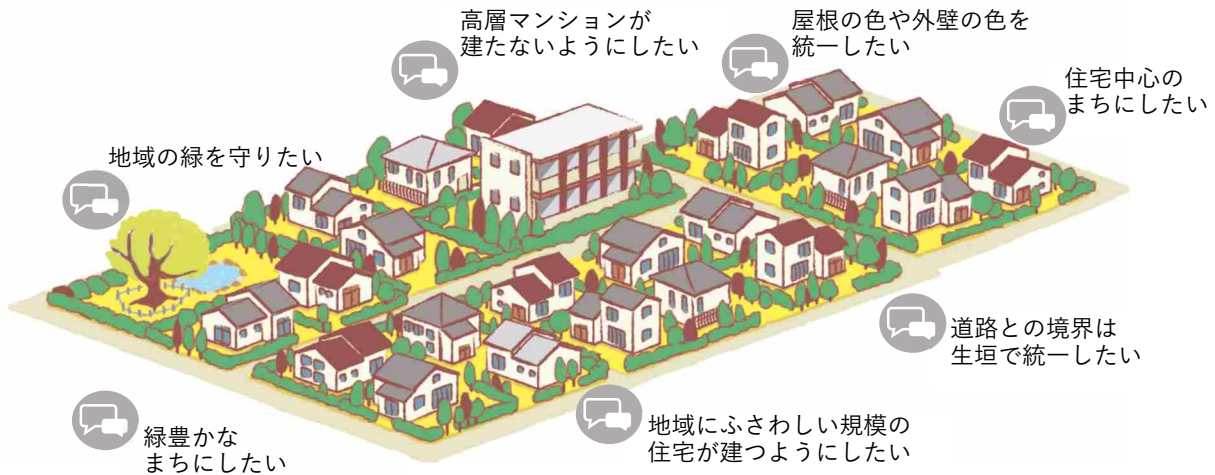


市民（みんな）が主役！ まちづくりルールブックより抜粋し編集
(6章-10～6章-21)

こんなことで困っていませんか？～課題の把握～

良好な住宅地で・・・

▶▶▶ 住環境の維持・向上



課題	落ち着いた住宅街の環境を守るため、戸建て住宅中心の建物が建つようにしたい	敷地の分割などにより面積が小さくなり、建物が密集することを防ぎたい	緑豊かな住環境を維持したい	地域に昔から残る緑地と樹木を守りたい
ルール使える	住宅中心の建物が建つように建物の用途を制限することができます	敷地の最低面積や建物の規模（建ぺい率）を決めてオープンスペースを確保することができます	緑化率を決めて地域の緑を増やすことができます	地域の緑の保全に関するルールを決めて地域の緑を守ることができます
規制使える	地区計画 建築協定 景観協定	地区計画 建築協定 景観協定	地区計画 緑地協定 景観協定 近隣景観形成協定	

課題	環境が良く、統一感がある美しいまちなみを維持したい	高層マンションが建ち日当たりや風通しが悪くなることを防ぎたい	みんなで美化活動をして美しいまちを維持したい	
ルール使える	建物のデザイン・色の基準を決めてまちの統一感を図ることができます	塀・生垣や柵（フェンスなど）の基準を決めてまちの統一感を図ることができます	建物の高さを10m以下にするなど高さの最高限度を決めて、現在の環境を保全することができます	地域の花壇づくりや清掃活動などの美化や清掃などのルールを決めることができます
規制使える	地区計画 建築協定 景観協定 近隣景観形成協定	地区計画 建築協定/緑地協定 景観協定 近隣景観形成協定	地区計画 建築協定 景観協定	景観協定 近隣景観形成協定

密集した住宅地で・・・

▶▶▶ 住環境の向上

課題	住宅と工場や事業所が入り混じる環境を解消したい	道路が狭く、緑地や公園が少ないことを解消したい
使えるルール	住宅地と事業用地を分けるなど地域の建物の用途を分けることができます	道路や公園などの配置や規模を決めることができます
使える制度	地区計画 建築協定 景観協定	地区計画 近隣景観形成協定



商業施設が多い市街地で・・・

▶▶▶ 魅力の向上

課題	商店街の魅力を高めて、にぎわいを創出したい	風俗店などの進出を防ぎたい
使えるルール	建物のデザイン・色や建物に附属する看板の大きさやデザインのルールを決めることができます	美化や清掃などのルールを決めることができます
使える制度	地区計画 建築協定 (看板は建物に附属するものに限り) 景観協定 近隣景観形成協定	地区計画 建築協定 景観協定 近隣景観形成協定



歴史的なまちなみが残る地域で・・・

▶▶▶ まちなみの維持

課題	歴史的資源を活かして統一感のあるまちなみを形成したい	まちなみの連続性を維持したい
使えるルール	外壁の色や屋根の形などの建物のデザイン・色や塀・垣や柵の構造のルールを決めることができます	建物の位置(外壁の後退距離)や高さの基準を決めることができます
使える制度	地区計画 建築協定 景観協定 近隣景観形成協定	地区計画 建築協定 景観協定



使えるルールの特典例

建物の用途を 決める

地区計画

建築協定

景観協定

目的

- ・地域にふさわしい建物の用途を誘導※します。



具体例

- ・用途を区分して、住宅と事業所が入り混じらないようにします。
- ・建てられる建物の用途、建てられない建物の用途を定めます。



敷地の面積を 決める

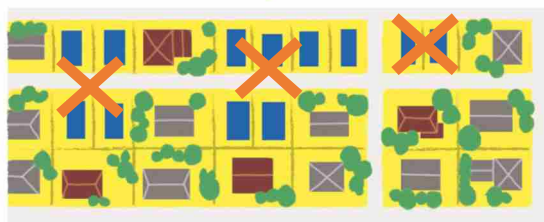
地区計画

建築協定

景観協定

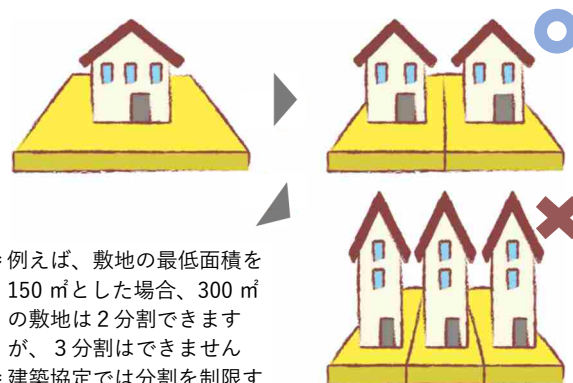
目的

- ・良好な住環境を維持保全するため、敷地が小さく分割されて建物が密集することを防ぎます。



具体例

- ・地域に合った敷地の最低面積を定めます。



- * 例えば、敷地の最低面積を 150 m²とした場合、300 m²の敷地は2分割できますが、3分割はできません
- * 建築協定では分割を制限することもできます

建物の規模 (建ぺい率) (容積率) を決める

地区計画

建築協定

景観協定

目的

- 〈建ぺい率〉
- ・通風、採光、日照を確保します。
- ・建物が密集することを防ぎます。



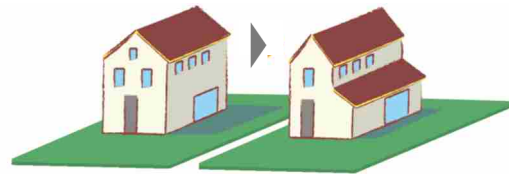
- 〈建ぺい率〉
- ・敷地内のオープンスペースを確保します。

- 〈容積率〉
- ・地域に合った建物となるように建物の規模を定めます

具体例

- ・具体的な建ぺい率*や容積率*の数値(上限)を定めます。

*例えば、用途地域で建ぺい率40%、容積率80%と決まっている地域で、容積率を60%にすると2階部分のボリュームを抑えるよう誘導できます



建物の高さを決める

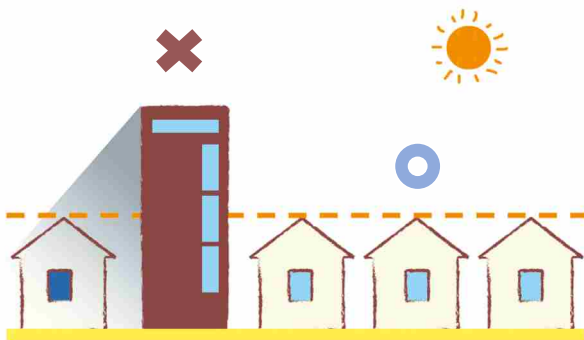
地区計画

建築協定

景観協定

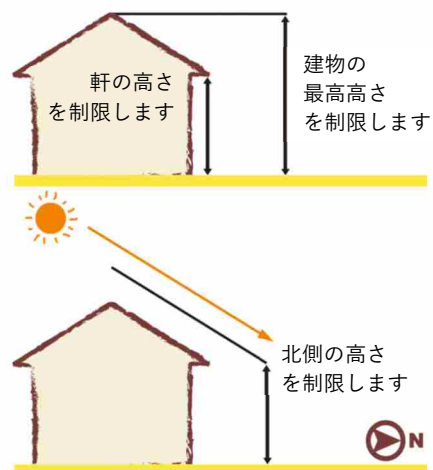
目的

- ・日照や採光を確保します。
- ・まちなみを統一します。



具体例

- ・建物や軒の高さを制限します。



建物の位置 (外壁の後退距離) を決める

地区計画

建築協定

景観協定

目的

〈敷地境界から〉

- ・日照や通風、採光の確保、延焼の防止等に役立ちます。



〈道路から〉

- ・まちなみの連続性を維持します。
- ・商店街等で、外壁を後退させて歩きやすい歩行者空間をつくります。

具体例

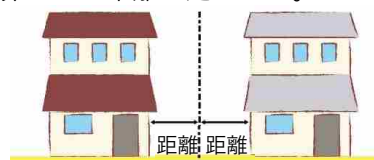
〈道路から〉

- ・建物の後退距離を定めます。道路に面して駐車場を整備する場合は、塀等の設置によりまちなみの連続性を維持します。



〈敷地境界から〉

- ・敷地境界からの距離を定めます。



塀・垣・柵の 構造を決める

地区計画

建築協定

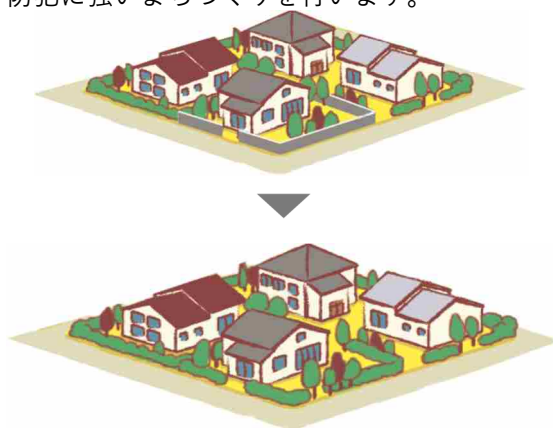
緑地計画

景観協定

近隣景観形成協定

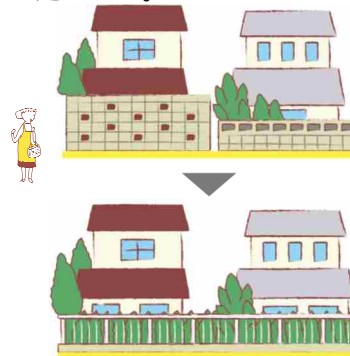
目的

- ・統一感のあるまちなみをつくります。
- ・防犯に強いまちづくりを行います。



具体例

- ・道路に面する境界を生垣に、敷地境界は透過性のあるフェンスにするなど塀や垣、柵の高さや構造を定めます。



閉鎖的なブロック塀を見通しの利く高さの柵にします

建物のデザイン・色を決める

地区計画

建築協定

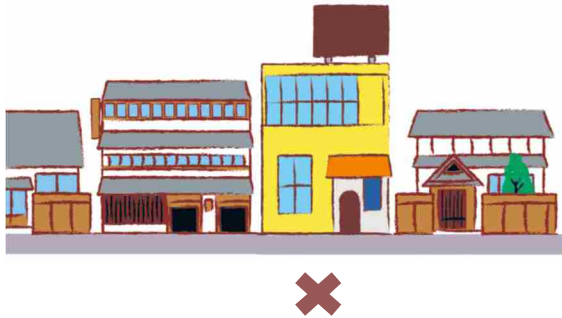
景観協定

近隣景観形成協定

目的

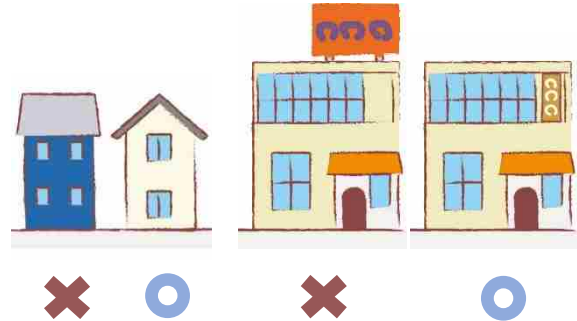
〈道路から〉

- ・建物等の色や形を揃えて、地域にふさわしい調和のとれたまちなみをつくります。
- ・大きな看板や刺激的な色を防ぎ、魅力あるまちなみをつくります。



具体例

- ・屋根の形や傾斜方向を規制[※]します。
- ・建物等に刺激的な色を用いないように、色彩[※]の基準を決めます。
- ・看板の面積やデザインを制限します。



緑化と緑地の保全を決める

地区計画

緑地計画

景観協定

近隣景観形成協定

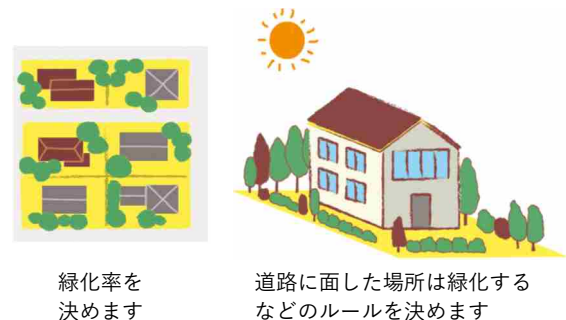
目的

- ・うるおいのあるまちをつくります。
- ・緑豊かな環境の良いまちを維持します。
- ・地域の大切な樹木を守ります。



具体例

- ・敷地に対する緑地の割合（緑化率）を決めます。
- ・道路に面する場所を緑化するなど具体的に緑化しなければならない場所を定めて、緑化を推進します。



使える制度の紹介

地区計画：地域で決めたルールを大津市が定めて運用します

- ・地域の将来像と地域に合ったきめ細かなルールを都市計画として定めます。
- ・建築の際は市への届出が必要となりルールに合わないとしより指導や勧告があります。

▶▶ 決められるルール

■ 地区計画※の方針

地域の将来像を決めます

■ 地区整備計画

<建物や工作物に関すること>

- ・建物の用途
- ・敷地の面積
- ・建物の規模（容積率・建ぺい率）
- ・建物の高さ
- ・建物の位置（外壁の後退距離）
- ・塀・垣・柵の構造
- ・建物のデザイン・色
- ・緑化に関すること
- ・看板や広告等の工作物

<道路や公園等の配置や規模に関すること>

<緑地の保全に関すること>

▶▶ 特徴

- ・建物や敷地のルールに加え、工作物や緑に関するルールについても定められます。
- ・地域の道路や公園等の配置や規模について、地区の施設として計画できます。

■ 策定主体：土地所有者等が案を考えて大津市が決定します

■ 合意形成：関係する土地所有者等の 2/3 以上、かつ同意者の所有面積が全体の 2/3 以上となる合意が必要です

■ 運用：大津市が行います

■ 有効期限：なし

■ 区域：都市計画区域内で 0.5ha 以上の規模

ここが
ポイント

・ルールの対象は建物、敷地、工作物、緑と総合的

・地域の道路や公園についても計画できる

・ルールの運用は大津市が行う

地区計画導入の流れ

地域で
話し合い

計画案の
作成

地域の皆さんの
合意形成

地区計画の
申出

都市計画決定
(市)

地区計画が定められて
いる地域での建築物等
の手続き

地区計画の届出

* 計画の届出は建築工
事着手の 30 日前に行
う必要があります

地区計画の審査
(市)

ルールに合わない場合は
指導・勧告を行います

建築物等の
確認申請

工事着手

* 確認申請は必要なものに限ります。

▶▶ 事例

■ 青山C 地区

草津市との境界に位置する土地区画整理事業が完了した区域。良好な居住環境の形成のために地区計画を活用し、敷地の最低面積の設定、用途の制限を行うとともに、地区にふさわしい景観を形成し維持するために、建物の規模、緑化率を定め、建物の高さや建物のデザイン・色、垣・柵の構造の制限を行っています。



■ ベルヴィータ 照大江一丁目地区

良好な居住環境の形成と事業所環境の創出のために、住宅地区と事業所地区を区分し、用途を制限しています。

■ 旧東海道沿道京町通り地区

大津百町と称されてきた中心市街地の東海道沿道に位置しています。歴史的なまちなみを維持し保全するために地区計画を活用し、用途の制限、壁面位置の制限、建物等のデザイン・色の制限等を行っています。地区計画に加えて、具体的な手法を示したガイドラインを地域主体で発行し活用されています。



■ 県道比叡山線沿道地区

歴史的なまちなみ景観を形成するため、建築物、門、塀等のデザイン、道路に面する建築物の屋根や庇の形状や材料を定めています。

建築協定：地域で決めた建築や敷地に関するルールを地域で守り運用します

- ・地域の合意した人たちで建築協定※を結び、建築基準法に基づく市長の認可を受けます。
- ・地域の住民が協力し合い、建築基準法で定める基準よりきめ細かい基準を定め、地域で守っていきます。
- ・有効期限を決める必要があります。

▶▶ 決められるルール

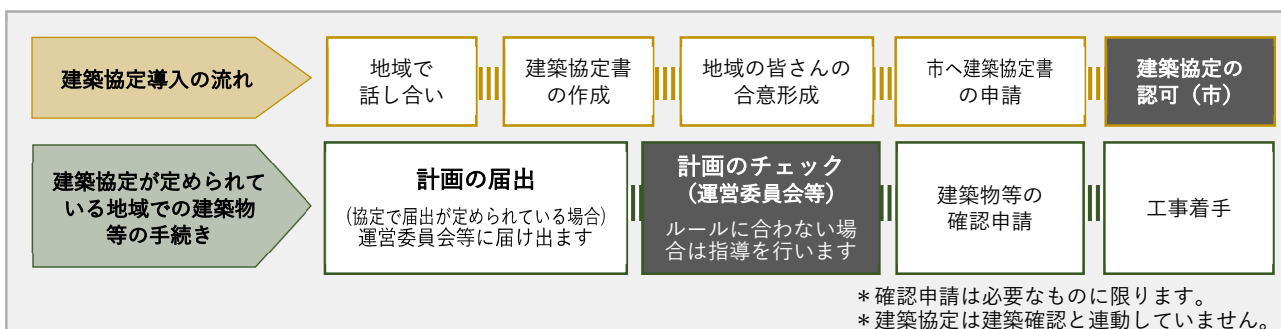
- 建物や敷地に関すること
 - ・建物の用途
 - ・敷地の面積、分割の禁止
 - ・建物の規模（容積率・建ぺい率）
 - ・建物の高さ・階数
 - ・建物の位置（外壁の後退距離）
 - ・塀・垣・柵の構造
 - ・建物のデザイン・色
 - ・建物に附属する看板や広告等
- 有効期限
- 建築協定に違反した場合の措置

▶▶ 特徴

- ・ルールの対象が建物や敷地に関することに限定されます。
- ・地区計画では決められない「敷地の分割禁止」や「階数」について決めることができます。
- ・地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人たちには効力が及びません。
（後から土地所有者等となった人にも効力が及びます。）
- 策定主体：土地所有者等
- 合意形成：関係する土地所有者等の全員の合意が必要です
- 運用：土地所有者等の代表者で構成する協定運営委員会等が行います
- 有効期限：協定で決めます * 一般的には10年です
- 区域：大津市全域

ここが
ポイント

- ・ルールの対象は建物と敷地に関することに限定
- ・比較的狭い地区でも効果がある
- ・自主的なルールの運用が可能



▶▶ 事例

■ グリーンヒル大津 あおやま 青山六丁目

草津市との境界に位置する土地区画整理事業が完了した区域。
びわこ文化公園都市の住宅ゾーンにおける景観形成の目標である「文化公園都市としての緑あふれる質の高いニュータウンの形成」を目指し、建物の用途や高さ、屋根の形状や壁面一の制限、垣や柵の構造の制限等が定められています。
これらのルールを守ることにより、統一感と調和のとれた景観を形成し、維持されています。



緑地協定：地域で決めた緑に関するルールを地域で守り運用します

- ・地域の合意した人たちで緑地協定※を結び、都市緑地法に基づく市長の認可を受けます。
- ・地域の住民が協力し合い、緑地の保全や緑化に関するきめ細かい基準を定め、地域で守っていきます。
- ・有効期限を決める必要があります。

▶▶ 決められるルール

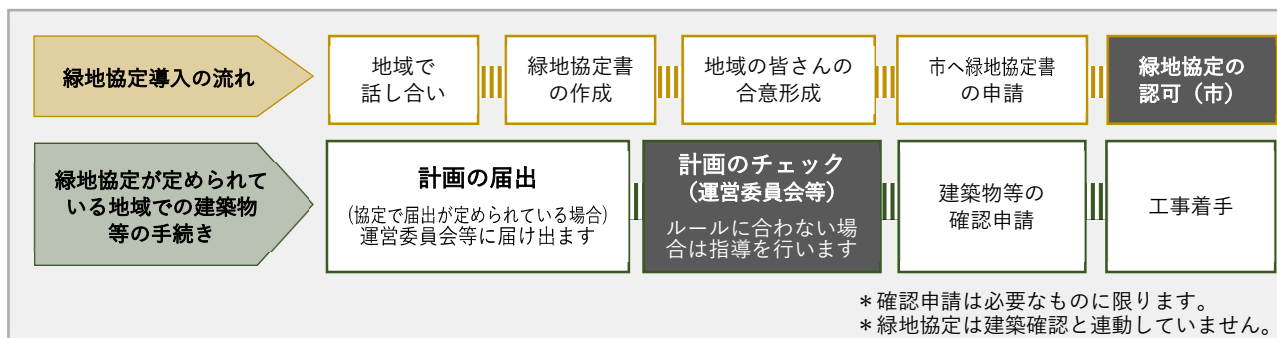
- 緑地の保全や緑化に関すること
 - ・ 保全や植栽する樹木等の種類
 - ・ 保全や植栽する樹木等の場所
 - ・ 保全や設置する垣・柵の構造
 - ・ 保全や植栽する樹木等の管理に関すること
- 有効期限
- 緑地協定に違反した場合の措置

▶▶ 特徴

- ・ ルールの対象が緑地の保全や緑化等緑に関することに限定されます。
- ・ 地区計画では決められない「樹木の種類や場所」について決めることができます。
- ・ 地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人たちには効力が及びません。
(後から土地所有者等となった人にも効力が及びます。)
- 策定主体：土地所有者等
- 合意形成：関係する土地所有者等の全員の合意が必要です
- 運用：土地所有者等の代表者で構成する協定運営委員会等が行います
- 有効期限：協定で決めます *5年以上 30年未満です
- 区域：都市計画区域内

ここが
ポイント

- ・ ルールの対象は緑地の保全や緑化に限定
- ・ 樹木の種類等を決めることができる
- ・ 比較的狭い地区でも効果がある
- ・ 自主的なルールの運用が可能



▶▶ 事例

■ 真野六丁目第2地区

北部の自然豊かな住宅地において、緑化面積や樹木の種類、植栽場所、樹木の管理等について開発者が緑地協定を締結し、その後協定区域内の住民により運用されています。境界に面する場所に、垣又は柵を設ける場合は、生垣又はネットフェンス等の透視可能なものとするよう定めています。

同地区では、建築に関する基準を定めた建築協定も締結されており、建築協定と緑地協定が併用して活用されています。



景観協定：地域で決めた景観に関するルールを地域で守り運用します

- ・地域の合意した人たちで景観協定※を結び、景観法に基づく市長の認可を受けます。
- ・地域の住民が協力し合い、景観に関するきめ細かい基準を定め、地域で守っていきます。
- ・有効期限を決める必要があります。

▶▶ 決められるルール

- 建物や工作物に関すること
 - ・建物の用途
 - ・敷地の面積
 - ・建物の規模（容積率・建ぺい率）
 - ・建物の高さ
 - ・建物の位置（外壁の後退距離）
 - ・塀・垣・柵の構造
 - ・建物のデザイン・色
- 緑地の保全や緑化に関すること
- 景観に関すること
（花壇の設置・清掃活動・照明等）
- 有効期限
- 景観協定に違反した場合の措置

▶▶ 特徴

- ・ルールの対象は景観に関する幅広い事項であり、建物や工作物、緑に関することに加え、清掃活動等についても決めることができます。
- ・地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人たちには効力が及びません。
（後から土地所有者等となった人にも効力が及びます。）
- 策定主体：土地所有者等
- 合意形成：関係する土地所有者等の全員の合意が必要です
- 運用：土地所有者等の代表者で構成する協定運営委員会等が行います
- 有効期限：協定で決めます *5年以上30年未満です
- 区域：景観計画区域内

ここが
ポイント

- ・ルールの対象は良好な景観の形成
- ・清掃等生活環境に関するルールも決められる
- ・比較的狭い地区でも効果がある
- ・自主的なルールの運用が可能

景観協定導入の流れ

景観協定が定められている地域での建築物等の手続き

地域で話し合い

景観協定書の作成

地域の皆さんの合意形成

市へ景観協定書の申請

景観協定の認可（市）

計画の届出

（協定で届出が定められている場合）
運営委員会等に届け出ます

計画のチェック
（運営委員会等）
ルールに合わない場合は指導を行います

建築物等の確認申請

工事着手

*確認申請は必要なものに限ります。
*景観協定は建築確認と連動していません。

▶▶ 事例

■ 落雁の道地区景観協定・出島灯台のまち景観協定（堅田）

多くの社寺や伝統的な様式の町家が連なる歴史的なまちなみが存在している地域において、琵琶湖畔の水辺景観※や歴史的・文化的な景観と調和のとれた活気ある商業環境や快適な住環境のまちづくりを目指して、良好な景観及び環境を形成することを目的とした景観協定が締結されています。

歴史的なまちなみを保全するため、建物の高さ、屋根の形状・色・勾配、外壁の色調※等を定めています。また、道路に面する部分の門や塀、看板や工作物のデザインの基準も定めています。落雁の道地区では、各住戸面積が小規模の共同住宅が建たないような用途の制限も定めています。



近隣景観形成協定：自治会や町内会で決めた景観に関するルールを地域で守ります

- ・自治会や町内会を対象とした、滋賀県の「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づく制度です。市長の推薦により知事が認定します。
- ・自治会や町内会等を単位として、自主的に美しく住みよいまちづくりのルールを定めて地域で守っていきます。

▶▶ 決められるルール

- 建物や工作物に関すること
 - ・建物や工作物のデザイン・色
 - ・建物の用途*
 - ・敷地の面積*
 - ・建物の規模*
 - ・建物の高さ*
 - ・建物の位置（外壁の後退距離）*
 - ・塀・垣・柵の構造
 - ・道路や公園等の位置づけ*
- * 印は景観形成に関することについて決められます
- 緑地の保全や緑化に関すること
- 公共地の緑化や美化に関すること（花壇の設置・清掃活動等）
- その他景観形成に関すること（環境保全等）
- 有効期限

▶▶ 特徴

- ・ルールの対象は身近な景観に関する幅広い事項であり、建物や工作物、緑に関することに加え、美化や環境保全についても決めることができます。
- ・地域の合意した人たちにのみ効力が及び、合意していない人たちには効力が及びません。強制力は弱く、違反した場合の措置はありません。
- ・まちづくりのはじめの一步として導入し、段階的に地区計画や景観協定に進めたい地域で有効です。
- 策定主体：自治会や町内会等
- 合意形成：協定区域内の土地や建物の所有者又は管理者の2/3以上の合意が前提となります
- 運用：協定締結者が自主的に行います
- 有効期限：協定で決めます（5年以上）
- 区域：滋賀県内の自治会や町内会等の区域

ここがポイント

- ・地域の個性や特徴に合ったルールが可能
- ・美化や環境保全に関するルールも決められる
- ・自治会や町内会で取り組める
- ・まちづくりのはじめの一步として活用

近隣景観形成協定導入の流れ

地域で話し合い

まちづくりルール（協定書）の作成

地域の皆さんの合意形成

市長が県へ推薦

近隣景観形成協定の認定（県）

近隣景観形成協定が定められている地域での建築物等の手続き

協定を守るように努める

▶▶ 事例

■ ふるさと生津の景観を守り育てる協定（伊香立）

緑豊かな森林や清らかな小川が流れる自然に恵まれた田園地帯です。圃場整備に伴った修景事業※を契機に、さらに美しいまちをつくろうという機運が高まり、建築物や敷地の緑化、公共地の緑化及び美化に関するルールを定めた近隣景観形成協定が締結されました。協定では、既存樹木の維持管理や四季折々の花や実のなる樹木を植栽するなど緑化について定めています。平成11年に期限が終了しましたが、現在も美しいまちなみが維持されています。



4. 行政が取り組む景観づくり

景観づくりを推進するために、行政は、景観法をはじめとした関連制度・施策に基づく規制・誘導[※]の他、啓発活動や市民の景観づくりへの支援、必要となる体制整備等を継続的に行っていきます。

取組方策	関連制度・施策
(1) 景観関係法令に基づく 規制・誘導 (6章-23～)	① 景観計画区域 [※] （景観法） ② 風致地区（都市計画法） ③ 高度地区（都市計画法） ④ 重要伝統的建造物群保存地区（文化財保護法・都市計画法） ⑤ 歴史的風土保存区域 [※] 及び歴史的風土特別保存地区（古都保存法） ⑥ 屋外広告物 [※] 禁止地域・許可地域 （屋外広告物法・大津市屋外広告物条例） ⑦ 保安林（森林法） ⑧ 農業振興地域（農地法） ⑨ 琵琶湖国定公園（自然公園法） ⑩ 空家対策（空家等対策の推進に関する特別措置法） ⑪ 太陽光発電設備の設置許可等 （大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例）
(2) 市民の景観づくりへの 支援 (6章-31)	① ルールづくりへの支援 ② まちなみ修景 [※] 補助 ③ 景観アドバイス制度
(3) 景観づくりに関する 意識の醸成等 (6章-32～)	① きらッと大津景観絵画展 ② 大津市景観重要広告物 ③ きらッと大津景観広告賞 ④ 景観づくりチャレンジ隊 ⑤ 景観づくりに関する情報発信
(4) 景観づくりの推進体制 の整備・運営 (6章-36～)	① 景観審議会 ② 関係機関との連携 【びわこ東海道景観協議会 [※] 】 【びわこ大津草津景観推進協議会】 【滋賀県景観行政団体協議会 [※] 】 ③ 市民・事業者と行政の連携 【景観整備機構】

(1) 景観関係法令に基づく規制・誘導

古都大津の景観は、景観法に基づく規制・誘導の他、様々な関連制度・施策を組み合わせることで運用することにより、守られています。

各法令により規制※される行為が景観形成に与える影響を意識しながら、各法令を遵守することにより、大津らしい景観が保全されます。

以下に代表する関連制度・施策について示します。

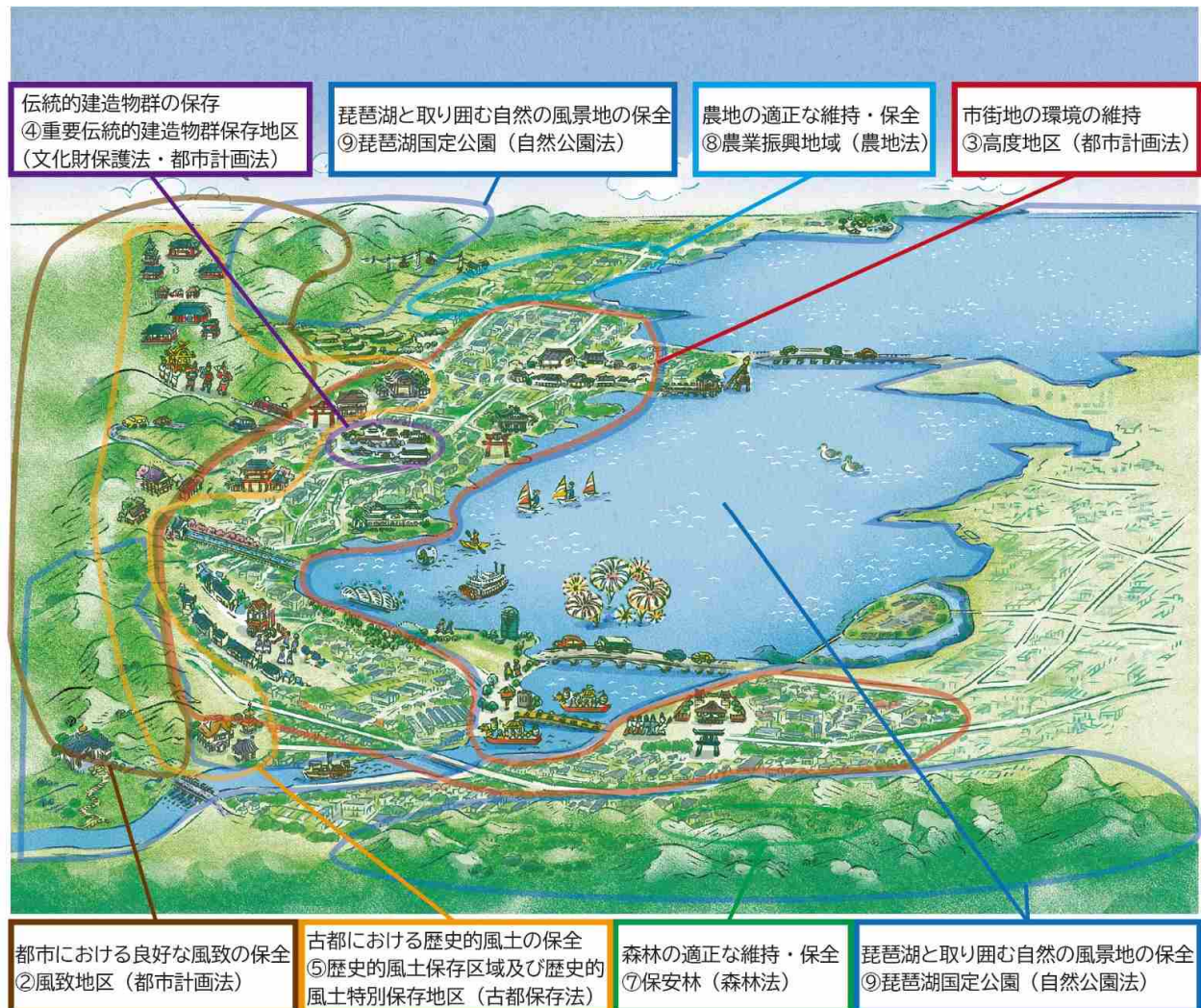


図 6 - 3 関係法令のゾーニング図

【市全域を対象として規制・誘導をおこなうもの】

良好な景観形成の促進

①景観計画区域における規制・誘導（景観法）

良好な景観の形成・風致の維持

⑥屋外広告物禁止地域・許可地域（屋外広告物法）

良好な景観の形成、建築物の適切な管理

⑩空家対策

市民の生命・財産の保護、良好な自然環境等の保全

⑪太陽光発電設備の設置許可等（大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例）

① 景観計画区域（景観法）

景観法では、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画※の策定その他の施策を総合的に講じることにより、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図っています。

景観計画においては、良好な景観形成のため、市全域を景観計画の区域として定め、周辺景観への影響が比較的大きい建築物の新築や色彩※の変更、大規模な開発行為等について、行為の制限に関する事項を定め、届出を求めています。さらに、一定の高さを超える建築物等については、届出の際、景観シミュレーションを行い、周辺景観への影響を検討し、配慮することを求めています。

また、琵琶湖は、本市を特徴づける景観要素であり、特に湖との接点となる湖岸線は、前面の琵琶湖や背後の山並みを遠くに見渡す眺望景観※の視点場※となる重要なエリアであることから、水辺周辺の自然景観を保全するため、10 mを超える建築物の新築等比較的規模の小さい行為であっても行為の制限に関する事項を定め、届出を求めています。

本制度により、良好な景観の形成が促進され、本市の景観の特徴である「水と緑の大景観※」や「自然と人々の営みが創り出してきた美しい景観」の保全、歴史的なまちなみやまち全体がもつ歴史性等の各地域における特性やその多様性を積極的に活かした「大津の顔となる景観」や「個性ある地域景観」の創造に大きく寄与しています。

② 風致地区（都市計画法に基づく規制）

風致とは、自然の風景等のもつおもむきや味わいを意味します。

都市において良好な自然景観を形成している土地について、その風致を維持し環境保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、風致地区が指定されています。本市では、奥比叡山^{おくひえいざん}風致地区、比叡山^{ひえいざん}※風致地区、大津湖岸風致地区、園城寺^{おんじょうじ}※風致地区、音羽山^{おとわやま}風致地区、伽藍山^{がらんやま}※風致地区、岩間山^{いわまやま}風致地区、袴腰山^{はかまごしやま}風致地区、立木山^{たちきさん}風致地区、茶臼山^{ちやうすやま}風致地区、建部大社^{たけべたいしゃ}風致地区、瀬田川^{せたがわ}風致地区の12の風致地区が指定されています。風致地区内での各種行為（建築物等の新築・増築・改築・移転、宅地の造成、木竹の伐採、土石の類の採取等）については、市長の許可を求めることなどにより、規制を図っています。

本制度により、琵琶湖岸や本市を取り囲む山々の自然景観が保全され、本市の景観の特徴である「水と緑の大景観」の保全や歴史文化資産と周辺の緑が一体となって形成される「古都大津の歴史的風土」の保全に大きく寄与しています。

③ 高度地区（都市計画法に基づく規則）

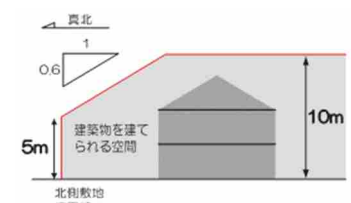
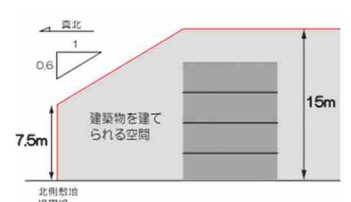
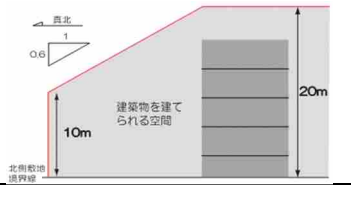
市街地環境の維持又は土地利用の増進を図ることを目的として、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める高度地区が指定されています。

本市では、昭和48年から住居系用途地域※に高度地区を決定し、市街地の住環境の保全を図ってきましたが、平成16年に伽藍山風致地区と瀬田川風致地区に挟まれた石山寺※周辺地区の商業地域の一部に第4種高度地区を創設するとともに、平成22年には、市街地の高度利用のあり方について『近江新八景ルール』として提言を受け、良好な景観形成を目的として、第6種高度地区及び第7種高度地区を創設しました。

本制度により、大津市景観計画における眺望景観保全地域や隣接又は関連する地域、琵琶湖岸の景観に配慮すべき地域において建築物の高さが規制され、本市の景観の特徴である「水と緑の大景観」の保全に大きく寄与しています。

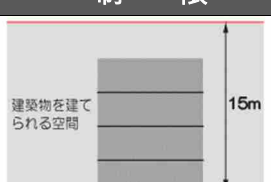
■ 住居系用途地域の高度地区決定

昭和48年から住居系用途地域には、高度地区決定がされており、平成8年の新用途地域移行により、下表のとおりとなりました。

種 別	対象地区	制 限
第1種高度地区	第1種低層住居専用地域の全部、都市計画道路※3・3・22号浜大津堅田線及び都市計画道路3・4・1号本堅田和邇線の琵琶湖岸側の一部並びに堅田地区の住居系用途地域の一部。	
第2種高度地区	第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域のうち、第1種高度地区に含まれない地域並びに第4種高度地区に隣接する第1種住居地域の一部。	
第3種高度地区	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域のうち、第1種高度地区及び第2種高度地区に含まれない地域。	

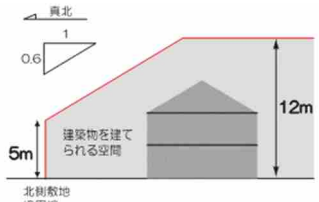
■ 第4種高度地区の創設

平成16年に伽藍山風致地区と瀬田川風致地区に挟まれた石山寺※周辺地区の商業地域の一部に高度地区が決定されました。

種 別	対象地区	制 限
第4種高度地区	伽藍山風致地区及び瀬田川風致地区に挟まれた石山寺※周辺地区の商業地域の一部並びに本堅田一丁目、二丁目及び三丁目に係る容積率300%の商業地域。	

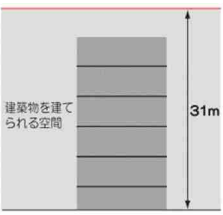
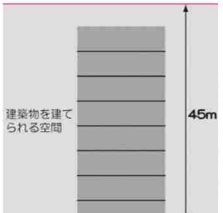
■ 第5種高度地区の創設

平成21年に^{しが}志賀地域の第2種低層住居専用地域の全域に高度地区が決定されました。

種 別	対象地区	制 限
第5種高度地区	第2種低層住居専用地域の全域	

■ 第6種高度地区及び第7種高度地区の創設

平成22年に市街地の高度利用のあり方について『^{おうみしんはつけい}近江新八景ルール』として提言を受け、見直しを行いました。

種 別	対象地区	制 限
第6種高度地区	容積率400%の商業地域のうち ^{ちやがさ} 茶が崎、 ^{おばながわ} 尾花川、 ^{かんのんじ} 観音寺、 ^{からしちょう} 唐橋町、 ^{ほたるだに} 螢谷、 ^せ 瀬田一丁目、 ^せ 瀬田二丁目及び ^{いしやまでら} 石山寺一丁目に係る地域の一部、容積率200%の近隣商業地域並びに準工業地域及び工業地域のうち琵琶湖岸に隣接又は近接する一部並びに容積率200%の近隣商業地域のうち ^{かみたなかみなかの} 上田上中野町に係る地域。	
第7種高度地区	容積率400%以下の商業地域(第6種高度地区の地区を除く。)及び容積率300%の近隣商業地域のうち、琵琶湖岸に隣接又は近接する一部。	

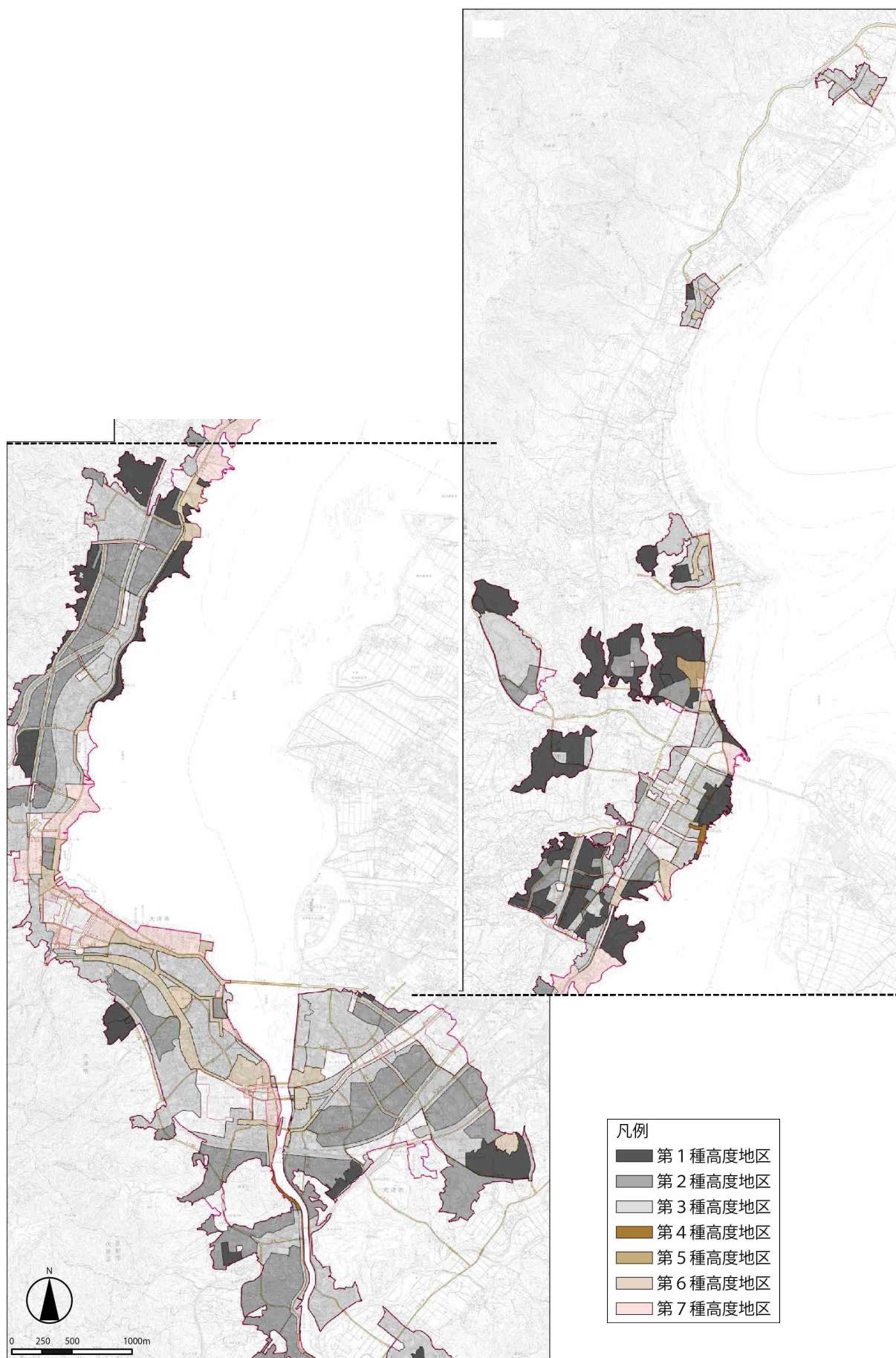


图 6 - 4 高度地区

④ 重要伝統的建造物群保存地区（文化財保護法・都市計画法）

「伝統的建造物群」とは文化財保護法に基づく文化財のひとつで、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義されており、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存※するため市が定める地区」を「伝統的建造物群保存地区」としています。また、その中でも我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として国が選定を行います。

本市においては、平成9年に大津市坂本^{さかもと}伝統的建造物群保存地区が国により重要伝統的建造物群保存地区に選定されるとともに、平成19年には、都市計画法に基づく地域地区として決定されています。

伝統的建造物群保存地区内での各種行為（建築物等の新築・増築・改築・移転、宅地の造成、木竹の伐採、土石の類の採取等）については、市長の許可を求めることなどにより、規制を図っています。本制度は、古都大津の歴史的な景観の保全・育成に大きく寄与しています。

⑤ 歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区（古都保存法に基づく規制・誘導）

「歴史的風土」とは、古都保存法において「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周辺の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況」と定義されています。本市を含め全国で10ある古都においては、歴史的風土を保存するために必要な土地の区域が「歴史的風土保存区域」に、また、そのうち特に枢要な地域が、「歴史的風土特別保存地区」に指定されています。

本市においては、比叡山^{ひえいざん}・坂本^{さかもと}歴史的風土保存区域、近江大津京^{おうみおおつぎょう}※跡歴史的風土保存区域、園城寺^{おんじょうじ}歴史的風土保存区域、音羽山^{おとわやま}歴史的風土保存区域、石山寺^{いしやまでら}歴史的風土保存区域の5つの歴史的風土保存区域と延暦寺東塔^{えんりやくじとうとう}・西塔^{さいとう}歴史的風土特別保存地区、延暦寺横川^{えんりやくじよかわ}歴史的風土特別保存地区、延暦寺飯室谷^{えんりやくじいむろだに}歴史的風土特別保存地区、西教寺^{さいきょうじ}歴史的風土特別保存地区、日吉大社^{ひよしだいしゃ}※歴史的風土特別保存地区、崇福寺跡^{すうふくじあと}※歴史的風土特別保存地区、近江神宮^{おうみじんぐう}歴史的風土特別保存地区、園城寺^{おんじょうじ}歴史的風土特別保存地区、石山寺^{いしやまでら}歴史的風土特別保存地区の9つの歴史的風土特別保存地区が指定されています。これらの区域内での各種行為（建築物等の新築・増築・改築・移転、宅地の造成、木竹の伐採、土石の類の採取等）については、市長の許可又は事前の届出を求めることなどにより、規制・誘導を図っています。

本制度により、歴史文化資産と周辺の緑が一体となって形成される「古都大津の歴史的風土」の保全を図っています。

⑥ 屋外広告物禁止地域・許可地域（屋外広告物法・大津市屋外広告物条例）

良好な景観の形成や風致の維持を目的として、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置等について、屋外広告物の大きさや設置方法、デザインについて規制・誘導に関する基準を定めています。

屋外広告物は、経済活動や日常の市民活動に欠くことのできないものであるとともに、景観を構成する重要な要素のひとつであることから、地域の景観に調和した屋外広告物の表示・掲出を通して地域の良好な景観形成を図っています。

本制度は、本市における良好なまちなみ景観の維持に寄与しています。

⑦ 保安林（森林法）

森林法では、森林の保続培養と森林生産力の増進を目的として、森林計画、保安林その他の森林に関する基本事項を定めています。森林法に基づき、知事が策定した地域森林計画の対象となっている民有林において開発行為（土石又は樹根の採掘等）を行う場合に許可を求め、規制を図っています。

また、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は知事によって保安林を指定し、保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されています。

本制度により、森林が適切に保全され、本市の景観の特徴である「水と緑の大景観」の保全や自然景観の保全に大きく寄与しています。

⑧ 農業振興地域（農地法）

農業生産の基盤である農地の所有や利用関係の基本的な仕組みを定めた法律である農地法では、農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることを踏まえ、食料の安定供給の確保を目的として、農地転用の規制や権利関係の調整等に関して定めています。

特に農地法に基づく農業振興地域においては、農用地区域内農地において、農地転用を原則として禁止とする他、農地以外の土地の利用が厳しく制限されています。また、農用地区域内農地以外の区域においても、農地転用を行う場合には、農林水産大臣若しくは知事の許可が必要となります。

本制度は、本市における田園景観の保全に大きく寄与しています。

⑨ 琵琶湖国定公園（自然公園法に基づく規制）

琵琶湖を中心として、その周りの山々や琵琶湖を水源とする瀬田川^{せたがわ}の一部は、自然公園法に基づき、琵琶湖国定公園に指定されています。国定公園内での各種行為（工作物の新築・増築・改築、木竹の伐採、土地の形状変更等）については、知事の許可又は事前の届出を求めることなどにより、規制・誘導が図られています。

本制度により、琵琶湖及びそれを取り囲む自然の風景地が保全され、本市の景観の特徴である「水と緑の大景観」の保全に大きく寄与しています。

⑩ 空家対策（空家等対策の推進に関する特別措置法）

「空家等対策の推進に関する特別措置法」を活用し、適切に管理されていないことにより著しく景観を損ねている状態の空家等について、適切な管理を促進し、良好な景観形成を図ります。

⑪ 太陽光発電設備の設置許可等（大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例）

大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例では、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全することを目的として、太陽光発電設備の設置に関して必要な規制等を行っています。

古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区を禁止区域として定め、太陽光発電設備の設置を禁止する他、禁止区域以外の地域においても、一定の規模を超える太陽光発電設備の設置に対して許可を求めるとともに、伝統的建造物群保存地区や国定公園・県立自然公園、歴史的風土保存区域、風致地区をはじめとした設置について特に配慮が必要な区域については、抑制区域として定めて、より丁寧な対応を求めることにより、規制を図っています。

本制度により、良好な自然環境が保全され、本市の景観の特徴である「水と緑の大景観」の保全に大きく寄与しています。

(2) 市民の景観づくりへの支援

① ルールづくりへの支援

景観づくりに向けた活動に積極的に取り組んでいる団体からの相談を受けて、地域のまちづくりに合わせた制度の提案や補助制度の活用提案等の支援を行います。

また、市民と行政が協働して、地域の特性を活かした景観づくりに関するルールを定めようとする地域においては、古都大津の風格ある景観をつくる基本計画に位置づけられた景観形成実施計画を協働で策定し、地域独自の景観づくりを支援します。加えて、景観形成実施計画の運用に必要な手引き、ガイドライン、デザイン実例集等の作成支援を行います。

② まちなみ修景補助

地区計画や景観協定等の景観に関するルールを定めている地区で、良好な景観に資する建築物を整備する際の建築行為に係る費用等に対して助成を行います。



③ 景観アドバイス制度

市民又は事業者が実施する景観づくりを支援するため、景観づくり相談会を開催し、景観に関するアドバイスをを行います。

景観づくり相談会では、建築、デザイン、ランドスケープの各分野における専門家により、建築デザイン・色彩・緑化等の配慮すべき事項について具体的な助言を行います。



(3) 景観づくりに関する意識の醸成等

本市の景観を次世代に継承するため、市民一人ひとりの景観づくりに関する意識の醸成が重要です。景観づくりに関する意識の醸成のため、次のようなイベントを通じて、景観に対する啓発活動を行います。

① きらッと大津景観絵画展

美しい古都大津の景観を守り育て、次代に引き継ぐため、市民の景観に対する意識高揚を目的として、平成15年から毎年開催しています。琵琶湖、山々や樹木等の自然をはじめ、今後も守っていききたいと思う宝物のような本市の景観や、社寺や遺跡等の歴史文化資産とその周辺の豊かな自然環境が織りなす古都大津の美しい景観を見つけ、それを描くことで、身近な景観資源に対する市民の意識、関心の向上を図ります。



選考会の様子



入賞作品



絵画展の様子



表彰式会場の様子

② 大津市景観重要広告物

屋外広告物の中には、まちの移り変わりにも姿を変えず、長年にわたり地域住民から親しまれ、本市の景観の一部となり歴史を刻んできたものがあります。歴史や伝統を今に伝える屋外広告物のうち、製作後概ね 25 年以上を経過しているもので、歴史的なまちなみ景観に寄与しており、造形が優れ、再現することが容易でないものを、大津市景観重要広告物として指定します。



③ きらッと大津景観広告賞

景観に対する市民の関心を高め、良好な景観の保全と創出を図るため、まちなみや周辺環境と調和した屋外広告物を選定し、表彰を行います。





令和5年度 表彰看板



ワークショップの様子

④ 景観づくりチャレンジ隊

本市と草津市は琵琶湖を挟んで互いに「見る・見られる」関係にあるとともに、東海道や幹線道路で「つながる」関係でもあります。密接な関係にある両市市民に対岸景観や沿道景観の広域的な景観の重要性を知ってもらうため、景観に関する両市共同の啓発事業を実施します。



工作体験の様子



工作体験の様子



景観クルーズの様子



事業の様子

⑤ 景観づくりに関する情報発信

市のホームページや広報誌及び市政放送等を活用し、景観づくりに関する情報を積極的に発信します。



(4) 景観づくりの推進体制の整備・運営

景観づくりの取組を、効果的かつ継続的に推進するため、景観づくりの推進体制の整備・運営を行います。

① 景観審議会

景観審議会では、景観行政や風致の維持に関わる重要な事項等の調査審議を行います。

景観法の届出のうち、景観上大きな影響があると思われる案件に対する指導については、客観的かつ専門的な視点から、景観審議会において審議を行います。

② 関係機関との連携

本計画に基づく景観づくりを効果的に進めるため、公共施設の整備や開発事業の進捗に合わせ、庁内で横断的な調整及び連携を推進します。

また、既に設置しているびわこ東海道景観協議会、びわこ大津草津景観推進協議会、滋賀県景観行政団体協議会等の協議会を活用し、協議、調整の取組を継続的に推進することと合わせ、国や滋賀県、近隣市等に対して、継続的に古都大津の風格ある景観づくりについて協力の要請を行い、連携関係の維持・強化を図ります。

■ びわこ東海道景観協議会

本市及び草津市が共同で設置する景観協議会（景観法第15条第1項）であり、市民・事業者・行政の三者協働による広域的な景観づくりを進めていくために、様々な立場の関係者が参加して、景観に関する課題について協議及び調整を行い、課題解決を図ります。

「びわこ東海道景観基本計画」における、3つの連携項目を推進するための課題について、協議及び調整を行います。

■ びわこ大津草津景観推進協議会

本市及び草津市が共同で設置する協議会（地方自治法第252条の2）であり、広域的な観点から良好な景観の保全及び形成を図り、景観を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

同協議会が策定した「びわこ東海道景観基本計画」に基づき、広域的な景観づくりを進めていくために、両市共同で事業実施に関する事務の管理執行及び連絡調整を行います。

■ 滋賀県景観行政団体協議会

滋賀県及び本市を含む県内の景観行政団体が、県土の一体的な景観形成を図ることを目的に、連携して設立した景観行政団体協議会です。

同協議会では、「一体的な湖辺の景観形成」、「歴史的な街道の景観形成」、「地域住民や事業者との連携」を取組事項としており、視点場整備等の眺望景観の保全・創造に係る取組やタウンミーティング等を通じて、住民・事業者の意識醸成にも取り組みます。

③ 市民・事業者と行政の連携

景観法に基づく景観整備機構の仕組みを活用するなどして、市民・事業者との連携を図ります。

■ 景観整備機構

市民の景観づくりの取組を支援するなど、継続的に景観づくりを推進していくため、景観の保全・整備・支援に関して一定の業務を適切かつ確実に行うことができる社団法人・財団法人・NPO 法人を景観整備機構として指定する制度です。

景観整備機構は、良好な景観づくりに関する事業を行う者に対する人材派遣や情報提供等の他、管理協定に基づく景観重要建造物[※]や景観重要樹木[※]の管理、景観重要建造物と一体的な広場等に関する事業の実施等の業務を行います。



景観まちづくりに関する市民啓発事業の様子



景観まちづくりに関する市民啓発事業の様子

5. 景観づくりによるSDGsの推進

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「だれひとり取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本市においても、景観計画に基づく良好な景観形成に向けた取組を、SDGsの17のゴールに関連づけて推進することで、SDGsの達成に貢献していきます。

本計画に主に関連するSDGsの目標は以下のとおりです。

SDGsのゴール		SDGsのターゲット
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 (11. 3)
		世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。 (11. 4)
		各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。 (11. a)
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 (17. 14)
		さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。 (17. 17)